

学校給食における 食物アレルギー対応を拡充します

問い合わせ
教育部総務課学校給食係
TEL027-382-1111(内線2224)

食物アレルギー対応の基本的な考え方

学校給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒が「食の大切さ」「食事の楽しさ」を理解するための役割も担っています。市は、学校給食による食物アレルギー症状を起こさないよう、各学校の自校調理方式給食室及び給食センターの施設設備や人員等の能力や環境に応じて、児童生徒にとって最善の対応に努めます。

重点プロジェクト1

施策3

特色ある学校教育の推進



指標	指標項目	基準値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
	松井田学校給食センターでの食物アレルギー対応レベル	レベル1	レベル4



市ホームページ:食物アレルギー対応マニュアル

食物アレルギー対応マニュアルの策定

1. 基本的な考え方

対応基準、アレルギー対応の方法、原因食品と主な対応例、給食で使用しない食品などについて

2. アレルギー対応開始までの手順

新入学児童、新規の申し出、次年度以降（継続）の対応手順について

3. 学校における対応食の受け渡し・配膳手順

自校調理方式の学校、学校給食センターから配送の学校の受け渡しと配送手順について

4. 各種様式

食物アレルギー問診票、食物アレルギー対応確認書兼同意書などの各種様式

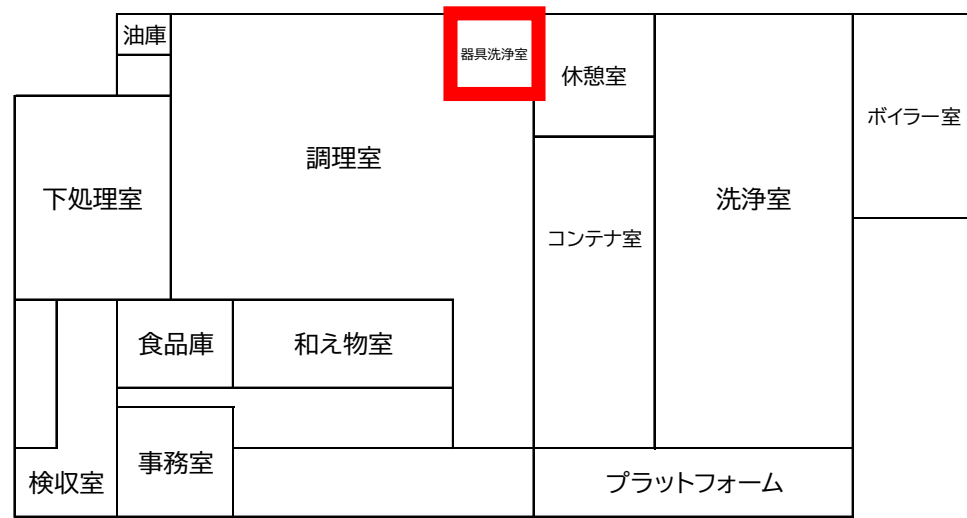
学校給食における
食物アレルギー対応マニュアル



安中市マスコットキャラクターこうめちゃん

安中市教育委員会

学校給食センターでの対応レベルの拡充



○ 学校給食におけるアレルギー対応の方法

[参考資料](#)

原因食品（アレルゲン）の種類等により、レベル1～レベル4のアレルギー対応を行う

【レベル1】献立明細表対応

毎月、献立ごとの材料、原因食品（アレルゲン）等を記載した詳細な献立表を配布する。比較的症状が軽く、本人が原因食品（アレルゲン）を取り除くことができる場合。

【レベル2】一部弁当対応

原因食品（アレルゲン）の種類が多い場合や、極微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合など、予定献立の学校給食を食べることができないと判断される場合。

【レベル3】除去食対応

対応する原因食品（アレルゲン）を除いて給食を提供する。

【レベル4】代替食対応

対応する原因食品（アレルゲン）を給食から除き、除いたことによって、失われる栄養価を別の食品を用いて補った給食を提供する。

【完全弁当対応となる場合】

極微量で反応が誘発される可能性がある場合は、現在の給食施設では安全な給食提供が困難なため、すべての給食が提供できません。

○ 原因食品（アレルゲン）と主な対応例

原因食品 (アレルゲン)	主な対応例
卵	かきたま汁 → 卵抜きみそ汁、厚焼き玉子 → 厚揚げのネギみそ ※基本物資パン種は、配合内に卵を使用していない
飲用牛乳	お茶類で代替 希望しない場合は、提供しない（ただし給食費は減額しない） ※乳糖不耐症により減額している、児童生徒教職員についても同様とする
乳成分	パン → 乳不使用パンで代替 希望しない場合は、提供しない（ただし給食費は減額しない） チーズサラダ → チーズ抜きサラダ、クリームシチュー → 豆乳シチュー
えび・かに・いか	八宝菜 → えび、いか抜き中華炒め、えびフライ → ちくわフライ
魚	小魚サラダ → 小魚抜きサラダ、さばの塩焼き → ハンバーグ
果物	別の果物、果汁の入らないゼリー、カップデザート

○ 給食で使用しない食品など

以下の食品は、学校給食で使用しない。
【原則として使用しない食品】

そば・ピーナッツ・カシューナッツ・
 ピスタチオ・クルミ・ペカンナッツ・
 あわび・いくら・まつたけ・
 キウイフルーツ

【提供する際には注意して使用する食品】

アーモンドなどの種実・木の実類

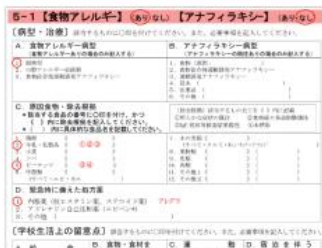
2 アレルギー対応開始までの手順

(1) 新入学児童、新規の申し出

月	内容	目的及び方法
10月 移行学級①	「就学時健康診断問診票」提出 教育委員会→保護者→学校	食物アレルギーの有無 アレルギー対応の希望の有無を把握する。
11月	下記を保護者へ配布 (アレルギー対応を希望する児童のみ) 1. 「学校生活管理指導表」 2. 「食物アレルギー問診票」【様式1-①】 3. 「安中市の食物アレルギー対応について」【様式2】 学校→保護者	アレルギー対応に必要な手続きを示す。 ※新規の申し出はこの手続きから行う

学校生活管理指導表

学校生活で支援が必要なアレルギー症状について、医師が記入します。給食のアレルギー食品の除去の基本となります。お子さんのアレルギー症状について普段受診している医師に記入を依頼してください。



問診票



一緒に読まず書簡



1月末まで	医療機関の受診 (保護者が児童を連れて医療機関を受診) 保護者→医療機関	「学校生活管理指導表」の記載を依頼する。 医師は、学校生活で管理が必要なアレルギー原因食品等について記載する。
2月	面談(保護者、管理職、養護教諭、栄養教諭等) 「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー問診票」【様式1-①】を提出し対応方法を定める 面談時、「食物アレルギー対応確認書兼同意書」【様式3】を記入 原本は学校、写しを保護者と栄養教諭等に渡す	・児童の食物アレルギーについて、対応方法を検討し決定する。 ・保護者及び学校(又は給食センター)が、共通理解をはかる。



- 栄養教諭等が、面談時に管理指導表や問診票と照らし合わせながら記入する
- 下枠は面談後に保護者が記入する
- 写しを保護者と栄養教諭等に渡す

参考資料

3月

- 下記を保護者へ送付
1. 「献立材料一覧」1部
2. 「食物アレルギー対応確認連絡票」【様式4】2部
- 「食物アレルギー対応確認連絡票」【様式4】を1部学校へ提出

(給食センター→)学校→保護者→学校(→学校は写しを保管→給食センター)

栄養教諭等が作成した「食物アレルギー対応確認連絡票」の内容を保護者が確認して署名し、1部を学校へ提出する。

※松井田地区の学校は写しを保管し、給食センターへ転送する

材料がわかる表 【参考様式】



アレルゲンに対する対応食が示された表 【様式4】



■ 栄養教諭等が対応食を記載する

- 保護者は、材料と、【様式4】に示された対応食を確認する
対応食に対して、
問題なければ保護者確認欄に「○」、
食べられる場合は「食べる」、
弁当を持参する場合は「弁当」、
食べない場合は「食べない」
など、アレルギー原因を含んだ給食への対応を意思表示する

連絡があれば「連絡事項」に記入する

- 保護者が署名し、1部を学校に提出する

3月

学校での面談
(必要に応じて)

- アレルギー対応の確認を行う。
- 給食時間の対応
- 服薬やエビペンの保管
- 緊急時の対応等